

平成 2 1 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会臨時会審議結果について

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日
相 楽 郡 広 域 事 務 組 合

平成 2 1 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会臨時会が、1 0 月 2 0 日(火)に相楽会館会議室において会期 1 日間で開催されました。

今臨時会では、組合規約に、消費者安全法第 1 0 条第 2 項に基づく「消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務」の共同処理する事務を追加し、相楽地域の住民の消費生活に関する相談、あっせん業務を実施するための条例改正 3 件、平成 2 1 年度一般会計補正予算(第 1 号)の計 4 件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。

提出議案

| 議案番号 | 件 名 | 提案理由・概要 | 議決結果 |
|----------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 議 案 第 8 号 | 相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件 | 消費生活センターの設置に伴う消費生活相談員の報酬額を定めるとともに、通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものです。 なお、本条例の施行日は、平成 2 2 年 3 月 1 日とします。 | 可 決 (全会一致) |
| 議 案 第 9 号 | 相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例の件 | 消費生活センターの設置に伴う市町村分担金の負担割合を定めるもので、その負担割合は、固定的経費にあっては、市町村割 1 0 0 %、運営的経費にあっては、人口割 1 0 0 %とするものです。 なお、本条例の施行日は、平成 2 2 年 3 月 1 日とします。 | 可 決 (全会一致) |
| 議 案 第 1 0 号 | 福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例の件 | 消費生活センターの設置に伴い講習室を改修するため、講習室を貸室から削除するものです。 なお、本条例の施行日は、公布の日から施行するものです。 | 可 決 (全会一致) |
| 議 案 第 1 1 号 | 平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第 1 号)の件 | 平成 2 1 年度一般会計予算に、歳入歳出それぞれ 6 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 5 , 9 6 0 万円とするものであり、その内容は、平成 2 2 年 3 月 1 日から相楽会館内に「相楽消費生活センター」を設置するための事業費 6 6 0 万円を予算化するものです。 | 可 決 (全会一致) |